

重複登録に関する教育規定一部改正について

プログラム委員会

ローバースカウトについては、進学や就職等にともない、都市部等へ住居を移転し、所属団における日常的な活動から遠ざかるケースが多いとの指摘があります。

これまで、大学ローバー隊に所属する場合には、原籍団との重複登録が認められてきましたが(教育規定2-6※重複登録)、ローバースカウト活動の強化支援策の一環として、ローバースカウトが、進学や就職等による住居移転先の地域団のローバー隊にも重複して登録し、実際に生活している地域においてスカウト活動が継続できるよう、下記のように教育規定を改正しようとするものです。

<改正の趣旨>

ローバースカウトが進学、就職等の理由により、住居を移転し、その地域の団のローバースカウト隊において活動を継続することを希望する場合、原籍団と移転先の地域団との重複登録ができるように規定を改正する。ただし、原籍団においてベンチャースカウト登録のスカウトは、この対象とはならない。

<改正施行日> 平成21年5月1日

<改正案>

	【現 行】	【改 正 案】	【備 考】
重複登録			
2-5 ※	2-3 に掲げられた役職に重複して就任している者は、その役職に応じ、重複して登録を行う。	現行どおり	改正なし
2-6 ※	スカウトは、2つ以上の団に重複してスカウトとして加盟登録することはできない。ただし、次に掲げる隊のいずれかに所属する場合は、現に所属する団の団委員長長の承認を受けたうえで、重複して登録することができる。 1 6-150の暫定的ローバー隊 2 大学ローバー隊 3 6-110の暫定的ベンチャー隊	スカウトは、2つ以上の団に重複してスカウトとして加盟登録することはできない。ただし、次に掲げる隊のいずれかに所属しようとする場合は、現に所属する団の団委員長長の承認を受けたうえで、重複して登録することができる。 <u>②ただし、次の1、2、4の場合にあっては、ベンチャースカウトは除く。</u> 1 6-150の暫定的ローバー隊 2 大学ローバー隊 3 6-110の暫定的ベンチャー隊 <u>4 進学や就職等による住居移転先の地域にあるローバー隊</u>	表現の修正 除外事項を追加し、重複登録のパターンをより明確にした。 条件となる隊の追加

<規定改正ための補足>

1. 教育規定2-3※は、「加盟登録をする者」が定められており、役職という場合、団の指導者、準指導者、県連盟(地区)役員等を指す。
2. この規定により現行規定においても原籍団が指導者登録の場合は、進学、就職等による移転先地域の団で指導者としての重複登録は可能である。ただし、移動先地域の団でローバースカウトの重複登録はできない。
3. ローバースカウトは、ビーバー、カブ、ボーイ、ベンチャー各隊への奉仕活動の一環として指導者(隊長を除く副長、副長補など)の重複登録はできることから、原籍団がローバースカウト登録の場合は、移転先地域の団での指導者の重複登録もできる。
4. 「大学ローバー」については、教育規定上、明確な定義がないので、何をもちて大学ローバーとするか(地域団と違い)が、今後の検討課題である。 以上

「各部門における年齢区分に関する教育規定一部改正について（全県連盟宛H20-095号（渉）平成21年2月27日）」の実施に伴う、加盟登録（申請）上の扱いについて

1. 「ボーイスカウト 規定6-98」「ベンチャースカウト 6-125」の扱いについて

*加盟登録申請上で変更される部分はありません。現行申請処理方法に基づき、引き続き申請してください。

2. 「ローバースカウト 規定6-155」改正、登録年齢上限の扱いについて

(1) 平成21年度中の加盟登録申請に関して

・ボーイスカウト日本連盟の加盟登録申請は「年度」の登録（規定2-15）です。年度の登録であり、「登録料は当該年度ごとに登録申請時に年額を納入（規定2-17）」いただいております。従いまして「4月1日から翌年3月31日までの1年度が1単位」です。年度の最初は4月1日ですので、翌年3月31日までの年度中いつでも加盟登録されれば「4月1日に遡って、その年度の加盟登録が行われる」こととなります。

・本件規定は「<改正施行日>平成21年5月1日」ですので、前項に基づき、ローバースカウトの登録年齢上限の規定改正は、平成21年度中は該当しません。平成20年度と同様の扱いになります。

*但し、平成21年5月1日以降、各個人の誕生日により、満26歳に達するローバースカウトの登録（継続者、新規者とも）は、翌年度の混乱を回避するため、「速やかに、指導者役務への変更を申請する」ようにご指導をお願い致します（規定違反ではなく、登録役務変更の義務はありませんが、教育指導上の観点からの要請となります）。

*また、日本連盟の加盟登録申請処理において、前項のとおり「満26歳に達したローバースカウト」が存在した場合は、「既に満年齢に達し、平成22年度からはローバースカウトとしては登録できません」旨の「但し書き」を添付してご返送する場合がありますので、事前にご了解願います。

(2) 平成22年度からの加盟登録申請に関して（<付記>を除く）

・前項「(1)」のとおり、平成22年4月1日時点では、規定改正の施行日以降ですので適用され、「満26歳以上の加盟員はローバースカウトとしては登録できません」。

・平成22年4月1日以降の平成22年度途中で、各個人誕生日により満26歳となるローバースカウトは、速やかに「指導者役務への変更を申請」していただく必要があります。平成22年度からは規定違反になり「登録役務変更の義務が発生」します。

・この部分について、平成22年度からは、現時点における「ベンチャースカウトの年齢上限規定」と、全く同じ扱いの加盟登録申請処理となります。

以上

この件に関する連絡先：日本連盟事務局 普及広報グループ 組織拡充チーム まで